

株式会社青森県果工に対する改善命令等の内容

- 1 日本農林規格により製造した製品に対して、格付の表示を適正に行うこと。
- 2 株式会社青森県果工が、不適正な格付の表示を行った主たる原因として、貴社の格付業務に対する認識が欠如していたこと及びチェック体制の不備と考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- 3 2の結果を踏まえ、不適正な格付の表示の再発防止対策を行うこと。
- 4 株式会社青森県果工が、不適正な格付の表示を行い販売した製品について、直ちに格付の表示を除去又は抹消すること。また、消費者等からの問合せ等について、適切な対応を講ずること。
- 5 1から4までに基づき講じた措置について、平成20年9月29日までに農林水産大臣あて報告すること。